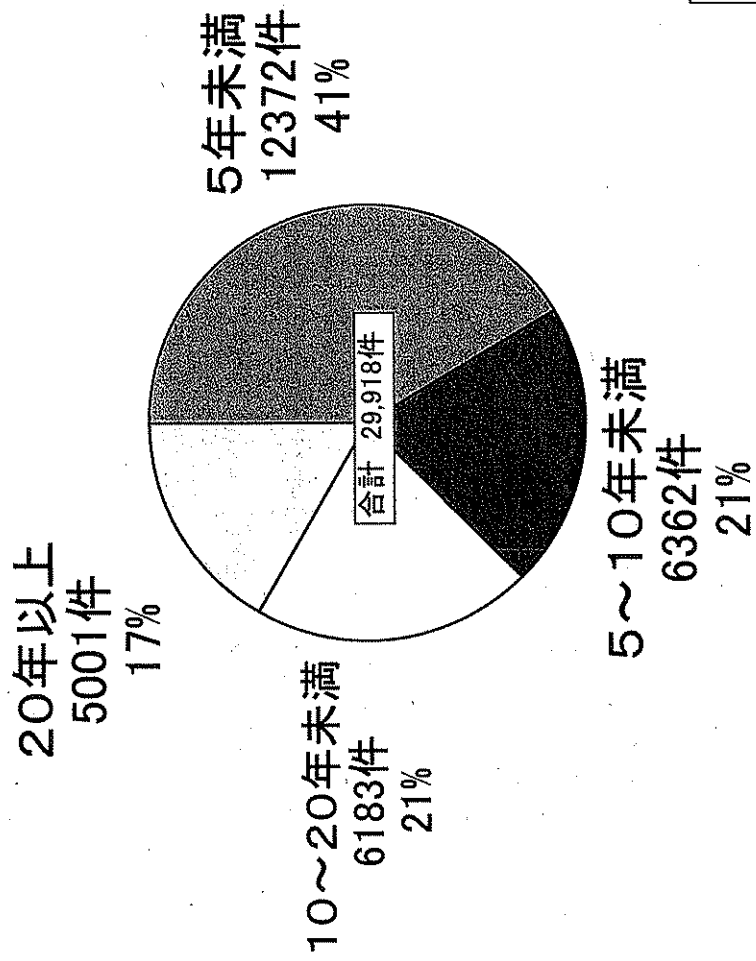


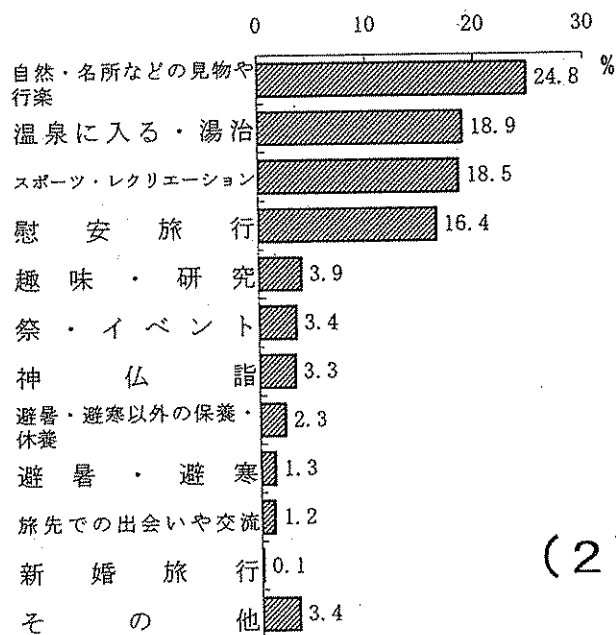
3. 掲示している成分分析表の経過年数割合



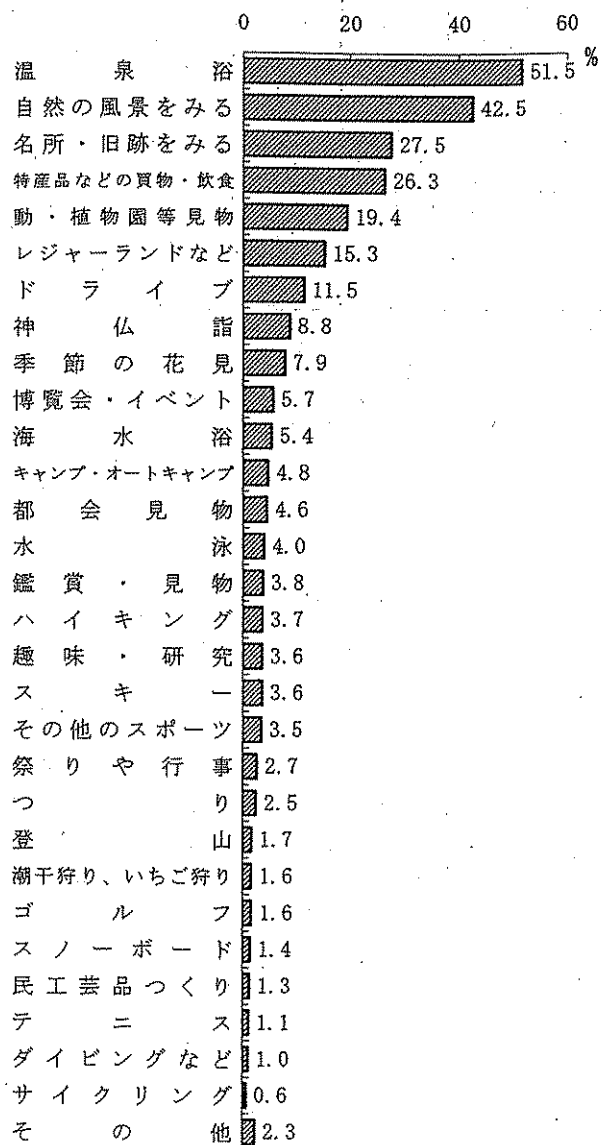
調査中の県(4県)があるため掲載されているデータはH18.10.27現在の途中集計値である。

4. 旅行者動向及び観光の実態と志向

(1) 宿泊観光の主な目的

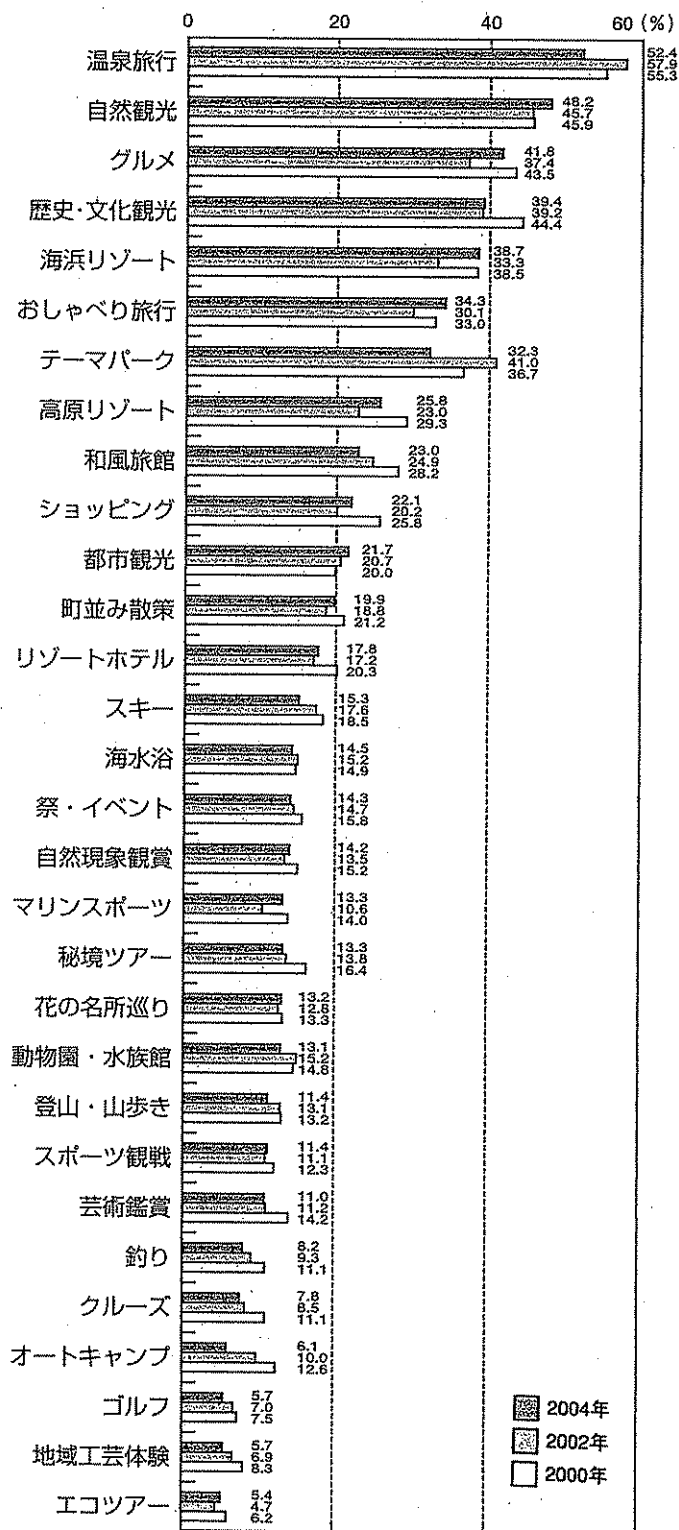


(2) 宿泊観光の旅先での行動



出典：平成17年度版観光の実態と志向
 (第24回国民の観光に関する動向調査)
 (社)日本観光協会
 調査対象：全国民(満15歳以上の男女)
 調査方法：調査員による訪問留置回収法
 調査時期：平成17年6月2日～6月19日

(3) 行ってみたい旅行タイプ



出典：「旅行者動向2005」（平成17年7月）

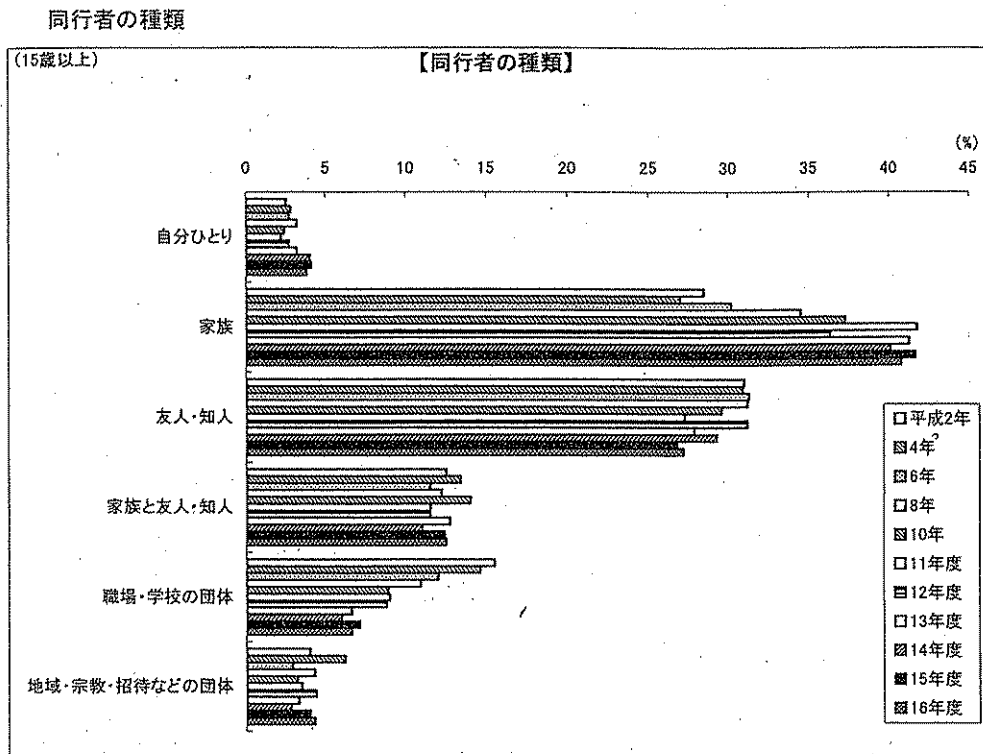
（財）日本交通公社

調査対象：全国18歳以上の男女

調査方法：郵送による調査票の配布と回収

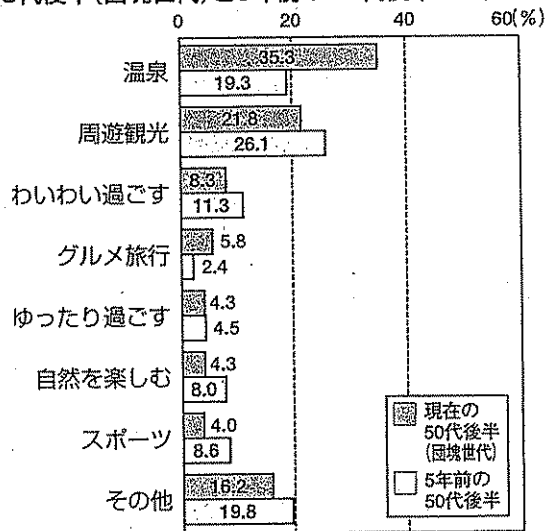
調査時期：毎年10月に実施

(4) 旅行の実績



出典：平成17年度版観光の実態と志向
 (第24回国民の観光に関する動向調査)
 (社)日本観光協会

現50代後半(団塊世代)と5年前の50代後半との違い



出典：「旅行者動向2005」(平成17年7月)
 (財)日本交通公社

名	道府県	所在地	指定年月日	面積 (h a)	名	道府県	所在地	指定年月日	面積 (h a)
カルルス温泉	北海道	登別市	S 32. 9. 27	36. 01	丸子温泉郷	長野	上田市	S 31. 6. 15	84. 8
北湯沢温泉郷	"	伊達市	"	63. 97	田沢・沓掛温泉	"	小栗郡青木村	S 45. 3. 24	329. 2
ニセコ温泉郷	"	磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町	S 33. 11. 1	60. 27	白菅温泉	"	北安曇郡小谷村	S 46. 3. 23	385. 0
恵山温泉郷	"	函館市	S 40. 8. 5	72. 0	有明・穂高温泉	"	安曇野市	S 49. 3. 30	166. 91
十勝岳温泉郷	"	空知郡上富良野町	S 42. 10. 19	60. 38	美ヶ原温泉	"	安曇野市	S 55. 3. 27	59. 1
然別峡温泉	"	河東郡鹿追町	S 46. 3. 23	45. 35	春野温泉	"	松本市	S 58. 3. 28	122. 2
芦別温泉	"	芦別市	S 48. 3. 30	39. 2	平湯温泉	岐阜	下高井郡山ノ内町	H 3. 4. 16	119. 7
雌阿寒温泉	"	足寄郡足寄町	"	15. 0	奥飛騨温泉郷	"	高山市	S 39. 6. 8	60. 9
湯ノ岱温泉	"	桧山郡上ノ国町	S 49. 3. 30	31. 8	白川郷平瀬温泉	"	大野郡白川村	S 43. 11. 19	169. 8
釜淵温泉	"	古宇郡泊村	S 50. 7. 5	55. 8	小坂温泉郷	"	下呂市	S 55. 3. 27	217. 5
貝取湖温泉	"	久遠郡せたな町	S 51. 3. 27	110. 76	畑毛・奈古谷温泉	"	伊豆の国市、田方郡函南町	S 58. 3. 28	259. 08
幕別温泉	"	中川郡幕別町	S 52. 5. 31	51. 62	湯ノ口温泉	静岡	伊豆の国市	S 37. 3. 10	36. 9
なががね温泉	"	夕張郡長沼町	S 63. 7. 1	30. 98	久美の浜温泉郷	東京	京丹後市	H 9. 5. 1	200. 0
豊富温泉	"	天塩郡豊富町	H 4. 1. 13	36. 6	ろり溪高原温泉	兵庫	京丹後市	H 8. 5. 2	467. 6
洞爺・陽だまり温泉	"	洞爺湖町	H 9. 5. 1	398. 4	浜坂温泉郷	奈良	南丹市	H 12. 5. 11	170. 0
蔵ヶ湯温泉	青森	青森市	S 29. 10. 11	53. 0	十津川温泉郷	良	美方郡新温泉町	H 3. 4. 16	357. 6
薬研温泉	"	むつ市	S 46. 3. 23	31. 3	熊野本宮温泉郷	和歌山	吉野郡十津川村	S 60. 3. 19	573. 32
八幡平温泉郷	"	八幡平市	S 34. 9. 3	168. 0	龍神温泉郷	山	田辺市	S 32. 9. 29	106. 87
須川・真湯温泉	岩手	仙北市、鹿角市	S 33. 11. 1	116. 14	鹿野・吉岡温泉	取	田辺市	H 8. 7. 22	264. 1
夏油温泉	秋岩	一関市	S 40. 8. 5	36. 0	関金温泉	"	鳥取市	S 41. 7. 22	264. 1
金田一温泉	"	北上市	H 6. 4. 28	218. 9	岩井温泉	"	倉吉市	S 45. 3. 24	93. 43
奥鳴子・川渡温泉郷	"	二戸市	S 35. 10. 1	161. 0	三瓶温泉	根	岩美郡岩美町	S 48. 3. 30	81. 4
田沢湖高原温泉郷	官秋	仙北市	S 42. 10. 19	297. 1	響の湯温泉	島	大田市	S 34. 5. 5	110. 01
秋ノ宮温泉	"	湯沢市	S 53. 3. 31	130. 95	湯原温泉	山	安来市	S 37. 3. 10	19. 87
藤山温泉	"	山形市	S 33. 11. 1	208. 49	奥津温泉	島	真庭市	S 31. 6. 15	379. 8
碓氷温泉	"	尾花沢市	S 43. 11. 19	170. 38	湯采・湯の山温泉	山	吉田郡鏡野町	S 41. 7. 22	326. 8
碓氷温泉	"	村山市	S 60. 3. 19	250. 0	矢野温泉	島	三好市	S 30. 7. 4	39. 8
新甲子温泉	"	最上郡大蔵村	H 元. 10. 16	497. 0	俵江温泉	口	府中市	S 47. 7. 29	225. 0
日光湯元温泉	"	鶴岡市	H 13. 11. 13	26. 0	三丘温泉	山	長門市	S 30. 7. 4	75. 77
板室温泉	福	西白河郡西郷村	S 38. 4. 19	79. 57	湯ノ浦温泉	川	周南市	S 36. 4. 1	117. 79
鹿次温泉	"	福島市	H 11. 4. 20	106. 77	筑後川温泉	香	高松市	H 14. 3. 29	928. 0
上牧・奈沢温泉	"	那須塩原市	S 29. 10. 11	946. 78	吉井温泉	愛	今治市	H 6. 4. 28	74. 1
片品温泉郷	"	吾妻郡中之条町	S 46. 3. 23	120. 47	古湯・熊の川温泉	福	うきは市	S 43. 11. 19	64. 77
湯宿・川古・法師温泉	"	利根郡みなかみ町	S 43. 11. 19	171. 6	豊仙・小浜温泉	"	佐賀市	S 41. 7. 22	133. 2
弥彦・岩室温泉	"	片品村	S 54. 3. 27	128. 3	竜本温泉	賀	佐賀市	S 31. 6. 15	141. 6
六日町温泉	"	みなかみ町	S 58. 3. 28	613. 7	竜本温泉	"	雲仙市	S 37. 3. 10	46. 0
関・燕温泉	"	西蒲原郡弥彦村、新潟市	H 11. 4. 20	563. 5	天草下田温泉	本	雲仙市	S 46. 3. 23	22. 76
栃尾又・駒の湯温泉	新	南魚沼市	S 38. 4. 19	403. 51	南小国温泉郷	熊	天草市	S 38. 4. 19	22. 76
白山温泉	"	妙高市	S 39. 6. 8	822. 3	湯の鶴温泉	"	阿蘇郡南小国町	S 39. 6. 8	95. 4
下部温泉	"	魚沼市	S 47. 7. 29	11. 5	湯布院温泉	"	水俣市	S 55. 3. 27	209. 7
増富温泉	石山	白山市	S 54. 3. 27	57. 98	長湯温泉	分	由布市	S 34. 5. 5	163. 88
	"	南巨摩郡身延町	S 36. 4. 1	168. 7	鉄輪・明礬・柴石温泉	"	竹田市	S 53. 3. 31	53. 9
	"	北杜市	S 31. 6. 15	133. 00	霧島温泉	"	別府市	S 60. 3. 19	285. 3
	"		S 40. 8. 5	137. 3	隼人・新川溪谷温泉郷	鹿	霧島市	S 34. 5. 5	211. 55
	"					"	"	S 42. 10. 19	218. 2

6. 登録分析機関一覧

(平成18年4月1日現在)

都道府県名	名称	都道府県名	名称	都道府県名	名称
北海道	北海道立衛生研究所	長野県	長野県環境保全研究所	長崎県	西部環境調査(株)
"	(財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	"	(社)長野県薬剤師会検査センター	熊本県	(社)熊本県薬剤師会医薬品検査センター
"	(株)ホクカン 環境化学分析センター	"	(株)科学技術開発センター	"	(株)同仁グローバル
青森県	青森県環境保健センター	"	(株)コーエキ	"	(株)三計テクノス
"	(社)青森県薬剤師会衛生検査センター	"	(株)環境科学	大分県	大分県衛生環境研究センター
岩手県	(社)岩手県薬剤師会	"	環境未来(株)分析センター	"	(株)エスピーシーテクノ九州
"	岩手県環境保健研究センター	"	(社)上田薬剤師会検査センター	"	(社)大分県薬剤師会
"	地熱エンジン・エアリング(株)盛岡営業所	"	(社)長野市薬剤師会検査センター	"	(株)住化分析センター大分営業所
宮城県	(財)宮城県公害衛生検査センター	"	(株)環境技術センター	宮崎県	宮崎県衛生環境研究所
秋田県	秋田県健康環境センター	岐阜県	岐阜県保健環境研究所	鹿児島県	(社)鹿児島県薬剤師会
"	(株)秋田県分析化学センター	"	(財)岐阜県公衆衛生検査センター	"	(財)鹿児島県環境技術協会
"	(財)秋田県総合保健事業団	"	(株)神岡衛生社	"	(株)鹿児島環境測定分析センター
山形県	山形県衛生研究所	静岡県	(財)静岡県生活科学検査センター	沖縄県	(財)沖縄県環境科学センター
"	日本環境科学(株)	愛知県	愛知県衛生研究所		
"	(株)丹野	"	(株)環境科学研究所		
福島県	(社)福島県薬剤師会	"	(財)中部微生物研究所		
"	福島県衛生研究所	三重県	三重県科学技術振興センター		
茨城県	(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	"	(財)三重県環境保全事業団		
栃木県	(社)栃木県薬剤師会	滋賀県	滋賀県衛生科学センター		
群馬県	群馬県衛生環境研究所	"	(株)日吉		
"	(社)群馬県薬剤師会	京都府	京都府保健環境研究所		
千葉県	千葉県衛生研究所	大阪府	大阪府立公衆衛生研究所		
"	株式会社上総環境調査センター	"	(株)応用地学研究所		
東京都	(財)中央温泉研究所	"	(株)日本医学臨床検査研究所		
神奈川県	神奈川県温泉地学研究所	"	(株)東邦微生物病研究所		
"	(財)北里環境科学センター	"	日本水処理工業(株)		
新潟県	新潟県保健環境科学研究所	兵庫県	兵庫県立健康環境科学研究所		
"	(株)新環境分析センター	奈良県	奈良県保健環境研究センター		
"	(社)県央研究所	和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター		
"	(財)新潟県環境分析センター	鳥取県	(財)鳥取県保健事業団		
"	(社)新潟県環境衛生中央研究所	島根県	(財)島根県環境保健公社		
"	(財)上越環境科学センター	岡山県	(財)岡山県健康づくり財団		
富山県	富山県衛生研究所	広島県	(株)日本総合科学環境技術センター		
"	(株)環研	"	(財)広島県環境保健協会		
"	(株)安全性研究センター	山口県	山口県環境保健研究センター		
"	ゼオンノース(株)環境分析事業部	徳島県	徳島県保健環境センター		
"	ダイヤモンド・エンジン・エアリング(株)分析事業所	"	(社)徳島県薬剤師会検査センター		
石川県	石川県保健環境センター	香川県	香川県環境保健研究センター		
"	(財)北陸保健衛生研究所	愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所		
"	(株)エオネックス	高知県	高知県衛生研究所		
福井県	福井県衛生環境研究センター	福岡県	(財)九州環境管理協会		
"	(財)北陸公衆衛生研究所	"	福岡県保健環境研究所		
"	(株)福井環境分析センター	"	九電産業(株)環境部		
山梨県	(株)山梨県環境科学検査センター	"	(財)北九州生活科学センター		
"	山梨県衛生公害研究所	"	(株)太平環境科学センター		
"	(株)メイキョー	佐賀県	佐賀県衛生薬業センター		
"	(社)山梨県食品衛生協会	"	(財)佐賀県環境科学検査協会		

温泉法の概要

制定：昭和23年第2回国会において成立。

同年7月10日公布、8月9日施行（昭和23年法律第125号）

最終改正：平成13年6月27日法律第72号（平成14年4月1日施行）

目的：温泉の保護とその利用の適正化、公共の福祉増進（第1条）

*本法の「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水等で、泉源温度25℃以上又は規定物質のいずれかを規定量以上含有するもの（第2条、別表）

温泉の保護

温泉の掘削等の許可制

温泉の掘削・増掘、動力の装置は、都道府県知事の許可が必要（第3条～第9条）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合等は、不許可
- ・掘削等の許可の有効期間は2年間

知事による温泉源保護の措置

- ・温泉源を保護する必要があると認めるときの温泉採取制限命令（第10条）
- ・他目的掘削で温泉ゆう出量等に著しい影響等ある場合の影響防止措置命令（第12条）
- ・温泉のゆう出量等や利用状況に関する報告徴収、立入検査（第30、31条）

温泉の利用

温泉の公共的利用の許可制

公共の浴用・飲用には、都道府県知事又は保健所設置市（区）長の許可が必要（第13条）

- ・温泉の成分が衛生上有害であると認める場合等は、不許可

温泉の成分、禁忌症等の掲示

温泉施設に、温泉の成分、禁忌症、入浴・飲用上の注意の掲示を義務づけ（第14条）

- ・掲示は、登録分析機関の行う温泉成分分析の結果に基づく
 - ・掲示内容は、都道府県知事等に届出、知事等は健康保護のため必要な変更の命令
- 注）温泉の適応症（効能）は、掲示義務の対象外であるが、知事等が適正化の指導。

国民保養温泉地の指定

環境大臣は、温泉の公共的利用増進のための地域を指定（第25条）

環境大臣又は都道府県知事は、温泉利用施設等の改善に関し必要な指示（第26条）

